

入札参加資格定期審査 概要 (令和9・10年度分)

入札参加資格審査の概要や日程について説明しています。
まず、初めにこちらをお読みください。

山梨県市町村総合事務組合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15-35
TEL 055-268-3446 FAX 055-222-3846
HP <https://www.ysc-yamanashi.or.jp>

1 定期審査概要

入札参加資格審査とは、山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が共同処理する入札参加資格審査に参加する市町村等（以下「団体」という。）が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するための資格（新規・更新）を審査するものです。

定期審査とは、令和 9 年度及び令和 10 年度に、団体が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造・役務提供等」の 3 職種の競争入札に参加するための資格を審査するものです。

定期審査を受けるためには、「やまなしくらしねっと」の電子申請サービスを利用した電子申請（以下「電子申請」という。）及び組合へ提出書類の送付（郵送又は宅配等事業者の配達のみ）が必要となります。

定期審査に関する情報は、組合ホームページ(<https://www.ysc-yamanashi.or.jp>)に掲載していますので、必ずその内容を確認してから申請してください。

2 申請の主体

申請の主体は、次のとおりです。

(1) 本社又は本店(以下「本社」という。)

(2) 本社が入札・契約等の権限を委任する支店又は営業所等(以下「営業所等」という。)

※ 申請者はいずれも代表者となります。

3 参加団体（40 団体）

参加団体は、次の表の 40 団体です。

富士吉田市・都留市・山梨市・大月市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・上野原市・甲州市・中央市・市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町・昭和町・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村・大月都留広域事務組合・中巨摩地区広域事務組合・峡北広域行政事務組合・東八代広域行政事務組合・山梨県市町村総合事務組合・東部地域広域水道企業団・峡南衛生組合・山梨西部広域環境組合・富士・東部広域環境事務組合・東山梨行政事務組合・富士五湖広域行政事務組合・峡南広域行政組合・峡東地域広域水道企業団・峡北地域広域水道企業団

4 申請方法

申請には、次の手続を行います。

(1) 電子申請

- 電子申請ができない場合は、必ず組合にお問い合わせください。

(2) 資格審査に必要な申請書類の提出（郵送又は宅配等事業者の配達のみ）

※ 申請及び申請書類の提出のいずれかが行われない場合は、不受理となり、資格を取得することはできません。

5 入札参加者の資格

入札参加者の資格は、次のとおり、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造・役務提供等」の職種ごとに異なります。

(1) 「建設工事」

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 167 条の 11 第 1 項の規定に該当しない者
- ② 税を滞納していない者
- ③ 納税を確認するため、登録希望団体が関係機関に対して照会することに同意する者。
- ④ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けている者で、結果通知書の交付を受けている者
- ⑤ 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金(以下「社会保険等」という。)の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていること。ただし、当該通知書において、社会保険等の加入状況が「無」であった後に、当該未加入の保険に加入又は適用除外となった場合は、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出を行うこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でない者
- ⑦ 申請者から提出された申請書及び提出書類の審査により、その内容が適正と認められること。

(2) 「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造・役務提供等」

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 167 条の 11 第 1 項の規定に該当しない者
- ② 税を滞納していない者
- ③ 納税を確認するため、登録希望団体が関係機関に対して照会することに同意する者
- ④ 営業に関し許可、認可、届出、登録等を必要とする場合は、これらを受けている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。
- ⑥ 申請者から提出された申請書及び提出書類の審査により、その内容が適正と認められること。

地方自治法施行令(抜粋) (第 167 条の 11 第 1 項の規定は、この項の準用規定です。)
第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 略

6 入札参加資格の有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間（令和9年度・10年度）

7 電子申請期間

令和8年9月28日(月)10:00から令和8年10月22日(木)17:00まで

◎ 電子申請を受付けする期間です。

- ※ 上記期間のみ申請及び申請内容の修正が可能です。ご注意ください。
- ※ 申込内容入力中であっても最終日の17時を過ぎると先に進まなくなります。17時までに申し込みを完了させる必要があります。
- ※ 電子申請は、上記期間中24時間受付可能です。（申請の初日・最終日を除く。）
- ※ 申請に伴う問い合わせは、平日の9～12時、13～17時となります。
- ※ 申請期間外の受付けは行いません。

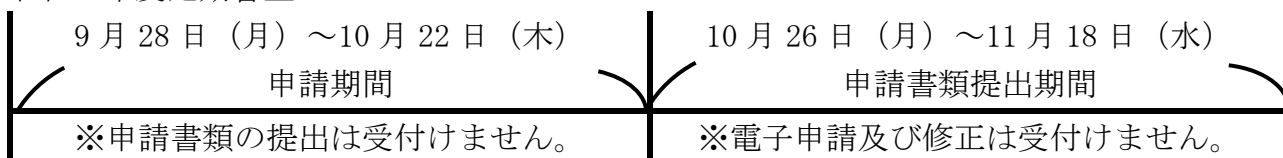
8 申請書類提出期間

令和8年10月26日(月)から令和8年11月18日(水)の消印まで

◎ 申請書類提出を受付けする期間です。

- ※ 上記期間のみ申請書類の提出が可能です。ご注意ください。
- ※ 申請書類提出期間に申請内容を変更することはできません。
- ※ 申請書類の提出は、郵送又は宅配等事業者の配達のみとなります。
- ※ 複数の職種について申請する場合は、1梱包にまとめた郵送等も可能です。
- ※ 郵送等書類の受付は、11月18日(水)の消印まで有効です。
- ※ 提出期間外の受付は行いません。

令和8年度定期審査



- ◎ 指定された期間に、申請及び書類提出を行ってください。

9 審査（補正）期間

令和8年10月26日(月)から令和8年12月16日(水)の消印まで

- ◎ 組合が受付した提出書類の審査及び不備書類等の補正を行なう期間です。
- ※ 提出書類に不備等があった場合、申請担当者に連絡します。
- ※ 補正書類の提出は、郵送又は宅配等事業者の配達のみ受け付けます。
- ※ 補正書類の受付は、令和8年12月16日(水)の消印まで有効です。
- ※ 提出書類に不備等がこの期間内に補正されない申請者は失格となります。
- ※ 申請内容の変更はできません。

10 審査・書類送付先

山梨県市町村総合事務組合 業務課

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館 2 階

11 認定通知書

認定通知書の発行等は次のとおりです。

- (1) 審査の結果、有資格者となった事業者には、認定通知書を発行いたします。
- (2) 認定通知書は、電子申請を行ったときと同様に電子申請サービスにログインすることで、申請内容照会画面から取得可能です。
- (3) 認定通知書の発行は、概ね2月から3月初旬となります。
- (4) 審査の結果、資格を有する者となった場合には、参加団体において「資格者名簿」が作成されますので、資格者名簿に登録されているかは、参加団体ごとに確認してください。（公表の仕方は参加団体によって異なります。）

12 メールマガジン「入札参加資格審査情報」の登録

「やまなしくらしねっとメールマガジンサービス」に登録いただいた方にのみ組合から競争入札参加資格の関連情報をメールにより配信します。希望する事業者は、次により利用者登録をしてください。（電子申請サービスの利用者登録とは別になります。）

登録用メールアドレス：t-yc-ysc-yamanashi@sg-p.jp

- (1) 「登録用メールアドレス」に空メールを送信します。
- (2) メールが届くので、メールに記載された登録用 URL を押します。
- (3) 利用規約を確認の上「同意する」を押します。
- (4) 配信カテゴリで「入札参加資格情報」を選択し、「確認画面へ」を押します。
- (5) 入力内容を確認して登録します。
- (6) 登録後、登録完了のメールが届きます。

13 問い合わせ先

「申請・申請書類の提出」と「電子申請サービスのシステム操作」に関する問い合わせ先は、次のとおり異なります。

(1) 申請・申請書類の提出にかかる問い合わせ先

山梨県市町村総合事務組合業務課

電話：055-268-3446※平日 9:00～12:00、13:00～17:00(12:00～13:00 を除く。)

(2) 電子申請サービスのシステム操作にかかる問い合わせ先

固定電話コールセンター 電話：0120-464-119 (平日 9:00 から 17:00 まで)

携帯電話コールセンター 電話：0570-041-001(有料) (平日 9:00 から 17:00 まで)

14 手引について

入札参加資格審査に係る電子申請サービスの操作方法、申請書類の説明等は、ページ数が多くなるため、分冊して作成し、組合ホームページに公開しております。なお、現在ご覧いただいている「入札参加資格審査定期審査概要」以外の手引は次のとおりですので、各手引をご確認ください。

(1) やまなしくらしねっと山梨県市町村総合事務組合電子申請サービスの登録方法や、電子申請後の申請内容確認方法等をまとめた手引

○ やまなしくらしねっと操作の手引

(2) 職種ごとの電子申請入力項目や申請書類等をまとめた手引

○ 申請の手引（建設工事）

○ 申請の手引（測量・建設コンサルタント等）

○ 申請の手引（物品製造・役務提供等）

(3) 入札参加資格審査で良く寄せられる質問と回答をまとめた手引

○ Q&A 集

(4) 納税証明書の提出に関する手引

○ 納税証明書の提出マニュアル